

令和3年8月30日

介護保険サービス事業者 代表者 様

松山市市民生活課  
市民相談担当課長 丹生谷 泰生

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた取組みへの協力について（依頼）

平素より、本市消費者行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の高齢化の進行等を背景に、高齢者等の特殊詐欺被害や悪質商法等による消費者トラブルが、全国的に増加・深刻化していることなどから、市では、令和2年4月に、「松山市消費者安全確保地域協議会（消費者見守りネットワーク）」の機能を、介護保険課所管の「松山市認知症地域サポート連携会議」に含める形で設置しました。

つきましては、各事業者において、本ネットワークの目的等を踏まえ、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた取組みに御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

松山市消費者見守りネットワークの目的

- ・松山市消費者見守りネットワークの構成団体は、被害高齢者等または被害の恐れのある高齢者等への支援として、本人の同意がなくても、個人情報保護の取扱いに捉われることなく、松山市消費生活センター（TEL 089-948-6382）へ連絡することができる。

依頼事項

- ・松山市消費者見守りネットワークへの協力（居宅高齢者の見守り・注意喚起）
- ・消費生活講座（出前講座）の受講

配布物

- ・松山市消費者見守りネットワークチラシ
- ・高齢者消費者被害防止見守りワークブック
- ・松山市消費生活センターチラシ
- ・還付金詐欺注意喚起チラシ
- ・消費生活講座（出前講座）のチラシ・申込書

（問い合わせ先）

松山市市民生活課 早川、秀野

TEL:948-6381

FAX:934-1768

E-mail: [shouhi@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:shouhi@city.matsuyama.ehime.jp)

[katsu-s@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:katsu-s@city.matsuyama.ehime.jp)